

精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築事業  
(ピアサポーターステップアップ事業) 業務委託契約仕様書

## 1 事業目的

鹿児島市で養成したピアサポーターを、一般相談支援事業所が地域移行支援を実施する際のピアサポーターとして活用し長期入院精神障害者の地域移行を促進するとともに体験談発表等の様々な活動を行うことで、ピアサポーター自身のスキルアップを図ることを目的とする。

精神科病院に入院している長期入院精神障害者の退院意欲喚起のための体験談発表や、各地域、団体の会合等で地域住民や学校、企業等へ向けての体験談発表を行うことにより、精神障害についての普及啓発を図ることを目的とする。

ピアサポーターと地域移行支援をすることのできる相談支援事業所を増やすため、ピアを活用して支援を行いたいと検討している一般相談支援事業所に対して、ピアサポーターと活動するにあたり必要となるスキル習得への助言や技術的援助を行うことを目的とする。

## 2 業務内容

鹿児島市内の一般相談支援事業所が本事業で活動するピアサポーターを活用した地域移行支援を実施する際、地域移行支援対象者の病歴や課題等を勘案して担当するピアサポーターの調整を行い、一般相談支援事業所と担当するピアサポーターとの初回面接の日程調整を行う。

精神科病院に入院している長期入院精神障害者の退院意欲を喚起するため、鹿児島市内の精神科病院でピアサポーターに体験談発表等を行わせる。また、地域住民や学校、企業等へ精神障害についての普及啓発を図るため、鹿児島市内の各地域団体や企業の会合等でピアサポーターに体験談発表等を行わせる。

本事業で活動するピアサポーターは、精神疾患を抱えながらの活動となるため、体調の波に合わせた支援が必要となる。そのため、一般相談支援事業所が定期的にピアサポーターの体調確認や活動希望確認、目標設定等を行い、ピアサポーター自身のステップアップを目的としたモニタリングを行う。

ピアサポーターと地域移行支援をすることのできる相談支援事業所を増やすため、ピアサポーターと活動経験のある一般相談支援事業所が、ピアを活用して支援を行いたいと検討している一般相談支援事業所に対して、ピアサポーターと活動するにあたり必要となるスキル習得への助言や技術的援助を行う。

### (1) ピア活動サポート会議

精神科病院や地域等での体験談発表や市の主催事業等での普及啓発活動、入院患者との交流、地域移行支援等を行うにあたり、ピアサポーター同士で活動の振り返りや事例検討を行うピア活動サポート会議を実施すること。

(2) 精神科病院や地域等での体験談発表

鹿児島市内の精神科病院において、長期入院患者の退院意欲を喚起させるため、ピアサポーター自身のリカバリーストーリー発表の体験の場を設けること。また、精神障害についての普及啓発を図るため、鹿児島市内の地域団体や企業等において、リカバリーストーリー発表の体験の場を設けること。

(3) 市主催事業等での普及啓発活動

精神障害についての普及啓発を図るため、鹿児島市主催事業等（健康まつり等）において市民との交流を図れるよう、主催者及び保健所と連携を図りながら交流の場を設け、活動報告を行うこと。

(4) 入院患者との交流

鹿児島市内の精神科病院内の作業療法の退院支援プログラム等で、入院患者とピアサポーターとの交流を図ってもらい、入院患者に地域生活についてイメージしてもらうよう活動すること。

(5) 地域移行支援事業

鹿児島市内の一般相談支援事業所がピアサポーターを活用して地域移行支援を希望する際、地域移行支援対象者の病歴や課題等を勘案して担当するピアサポーターの調整を行い、一般相談支援事業所と担当するピアサポーターとの初回面接の日程調整を行う。また、一般相談支援事業所と連携を図りながらピアサポーターの体調確認やフォローアップ等を行うこと。

(6) ピアサポーター体調管理モニタリング

希望者に対しピアサポーター自身のステップアップを目的としたピアサポーター体調管理モニタリングを行うこと。

(7) 相談支援事業所へのピアの訓練、活用に関する助言、技術的援助

ピアサポーターと地域移行支援をすることのできる相談支援事業所を増やすため、ピアを活用して支援を行いたいと検討している一般相談支援事業所に対し助言や技術的援助を月に1回程度実施すること。

(8) その他本業務に関して、発注者が必要と認める業務

### 3 事業費

(1) 委託料

事業費は、予定価格の範囲内で、入札書に記載された金額に100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）とする。

(2) 対象となる経費

委託料の対象となる経費及び主な用途は下記のとおりとする。

対象経費	主な用途
報償費	ピアサポーターの訓練費及び体験談発表謝金、相談支援専門員対応謝金、モニタリング謝金、助言や技術的援助に係る謝金
共済費	ピアサポーターの活動保険料
消耗品費	研修資料等用紙代
一般事務費	その他事務処理上必要な経費

(3) 事業費の支払い

各月の事業費は前月の履行確認後（事業実績報告書（様式1-1から1-5）提出後）に支払う。

4 事業の実施体制

(1) 事業実施体制

ア 申請日現在、実施事業所に精神保健福祉士の資格を持つ職員が2人以上配置され、うち1人以上は常勤であること。

イ 事業所が、令和元年度から令和5年度までの5か年において、ピアサポーターを養成、訓練または雇用をした実績があること、もしくは所属する職員が同上期間においてピアサポーターを養成・訓練をした実績があること。

(2) 関係機関の協力体制

事業目的を達成するため、精神科医療機関や地域の事業所等と協力体制を構築する。

5 事業実施期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

6 その他

(1) ピアサポーターの賃金は、鹿児島県の最低賃金を下回ることがないよう留意すること。

(2) 事業実施中のピアサポーターの傷害等に対応するため、事前に傷害保険に加入するものとする。

(3) 訓練前後の面談や記録についても、活動の範囲とみなすものとする。

(4) 支援対象者及びその関係者のプライバシーの保持に十分配慮するものとする。

(5) 業務上知り得た個人情報を紛失し、又は他に漏らすことのないよう、万全の注意を払うものとし、業務に必要な範囲内で他の機関等に支援対象者又はその関係者の個人情報を提供する際には、個人情報の保護に関する法令等に準拠した手続きにより行うとともに、当該機関との間で個人情報保護に関する取り決めを交わすなど、適切な措置を講じるものとする。

(6) 契約期間満了後、発注者に対して所定の事業完了報告書（様式2）を翌年度の3月末ま

でに提出すること。